

事業再生・債権管理

Restructuring, Rehabilitation and Debt Management

Newsletter

〈2021年3月号〉

目次

具体的な事案に関するお問い合わせはこちら

✉ [【事業再生・倒産に関する問い合わせフォーム】](#)

1 | グループ企業の事業再生における再建計画(弁済計画)について

2 | 否認権についてのおさらい(ある裁判例を題材に)

グループ企業の事業再生における再建計画(弁済計画)について

野上 昌樹
Masaki Nogami

[PROFILEはこちら](#)

1 グループ企業の事業再生について

昨今、企業グループに属している複数の企業が同時に破綻するケースを見ることがあります。それぞれの企業が担っている事業が密接に関係している場合や、金融機関への窓口がグループ内で決まっており、その企業からの融資によりグループ全体の資金繰りが維持されている場合などでは、1社の破綻がグループ全体の破綻へと繋がるケースも少なくないようです。

このような企業グループに属している複数の企業が破綻した場合には、以下のような特徴を有することがあります。

- ① 債権者である仕入先企業が、具体的な取引先である企業というよりもグループ全体に対する信用を基礎に取引関係を維持しているにもかかわらず、資金管理を特定の企業が担っているといった理由などにより、グループ各企業の財務状態に大きな偏りがある。
- ② グループ企業間の債権債務関係が錯綜し、また、外部債権者に対する保証や物上保証の関係が錯綜している。

前者のような事情がある場合には、個別の企業毎に再建計画を立案し弁済を行うことになると、グループ全体の信用に基づき取引を行ったにもかかわらず、どの企業の債権者によって大きく弁済率が異なることになり、実態にそぐわない結果がもたらされることとなります。また、後者のような事情がある場合には、グループ内企業同士で弁済が循環したりするなど、グループ企業を個別に取り扱うと技術的に面倒になることが考えられます。

以上のような問題点がある場合には、再建計画・弁済計画を立案するにあたって、グループ企業を一体的に取り扱った上で問題点を回避する工夫が行われてきています。

これは、後述するアメリカ連邦倒産法において判例法上発達したルールである『実体的併合の法理』にならった工夫です。

本稿では、公表されている実例が多い、会社更生、民事再生といった法的手続きにおけるグループ企業の再建計画・弁済計画についてご紹介します(なお、私的整理でも、事業再生ADRなどでは、同様の処理が蓄積していつているようです。)

法的手続きにおいては、会社法の特則として更生計画による合併が認められている会社更生手続きにおいて多くの実例があり、最近では民事再生手続きにおいても散見されるようになってきています。

なお、会社更生手続きにおいて、更生計画中に合併を定めながらも、一体的処理を行わない実例も多数あり、上記のような事情があったとしても全てのケースについて一体的処理が行われてきているものではないことについては、ご留意いただければと思います。

2 グループ企業の一体的再建計画・弁済計画の特徴について

前述しました『実体的併合の法理』とは、

- A 法的再建手続を申し立てた複数の会社の資産と負債を合体させた上で、全ての債権者に均一に分配し、
- B 複数会社間の債権債務を消滅させ、
- C 1個の給付を目的とする重複した債権を排除することによって、

手続の内部では実体的にも一体として取り扱う法理のことで

日本におけるグループ企業の一体的再建計画・弁済計画

の特徴についても、この『実体的併合の法理』にならって、上記AからCの処理が盛り込まれることがあります(なお、グループ企業の合併を前提とする更生計画であったとしても、必ずしもAからCの3種類とも採用している訳ではなく、実態に即し、債権者の理解が得られるよう、AからCのうちの相応しいものを選んで採用している場合もあります。)

以下の①から③が、AからCに対応する日本における手法となります。

- ① (上記Aに対応するものとして)パーレント条項の導入
簡単に言うと、グループ内の各企業の弁済率を同一にするということです。
- ② (上記Bに対応するものとして)グループ企業同士の債権債務の処理
グループ企業同士の債権債務を消滅させる、劣後化させるという取扱いを行います。
- ③ (上記Cに対応するものとして)いわゆる重複債権の処理
グループ企業の複数者に対して、主たる債権と(連帯)保証や物上保証を有している場合に、一部の債権しか弁済対象としないという取扱いを行います。

3以下では、①から③を少し詳しく検討していきます。

3 パーレント条項について

パーレント条項は、取引相手である個別企業ではなくグループ全体の信用力を基礎に取引関係に入ったにもかかわらず、個別企業の財務状態に差があり個別企業による再建計画・弁済計画ではその弁済率に大きな差異がある場合に、その不当さを是正する方策としては極めて有用です。

しかしながら、会社更生法も民事再生法も個別企業を対象とした法制度であり、法には遵守することが要請されるルールが有り、そのルールに抵触すると、再建計画(弁済計画)を定める更生計画案や再生計画案が、債権者集会に付議されない、債権者集会に付議されたとしても適法なものとして裁判所

より認可されないという問題が発生する可能性があります。

パーレント条項の導入にあたって、抵触の有無が検討されるべきルールとしては、権利変更における平等原則の問題、清算価値保障の原則の問題があります。

ア 権利変更における平等原則との関係(会社更生法168条1項、民事再生法155条1項)

会社更生法は条文構成が複雑であるため、民事再生法を例にとると、民事再生法155条1項は、「再生計画による権利の変更の内容は、再生債権者の間では平等でなければならない。ただし、…これらの者の間に差を設けても衡平を害しない場合は、この限りでない。」と、権利変更における平等原則を定めており、会社更生法も全く同様の規制を行っています。

この権利変更における平等原則との関係では、良好な財務状態である企業を信頼して取引関係を構築した債権者が、全てのグループ内企業が同一の割合での弁済を受けることは損をすることに他ならず、問題であるとの指摘がなされています。この点については、下記のような要素を総合的に勘案した上で、「衡平を害しない場合」(会社更生法168条1項ただし書き、民事再生法155条1項ただし書き)にあたる場合にはパーレント弁済を行うことは許されるとの積極説で実務は運用されています。

- (1) 事業が一体として運営
- (2) 債権者から見て、相互補完関係にあつて一体として運営
- (3) 財務状態に基づく弁済率に大きな差異がない
- (4) 大方の債権者にとって異論がないこと
- (5) 各社の財務状態に基づく弁済率を超過していること

イ 清算価値保障の原則との関係

法的手続きか否かに関わらず、再建型の手続きの場合には、当該企業が清算的処理(破産)した場合よりも債権者に対

する弁済率が高くなる必要があります。このことを清算価値保障の原則といいます。会社更生法や民事再生法では条文上明記されていませんが、当然の前提と考えられています。

この清算価値保障の原則は、パーレント弁済を導入する場合にも、企業毎に充足されている必要があります。グループ内の各企業の弁済率を同一にした結果、ある企業にとって清算した場合の配当率を下回るような事態は許されないということになります。

なお、パーレント条項の導入は、会社法上の合併を前提とする再建計画において立案されることがほとんどですが、会社法上の合併を前提としても企業毎に別途の弁済率を定めるケースもありますし、会社法上の合併を前提としない場合において導入ができないというものでもないと思われま

す。また、上記では法的手続きの場合について検討してきましたが、私的整理の場合も、債権者間の衡平性は必要の要件とされていますし(事業再生ADRについての経済産業省関係産業競争力強化法施行規則28条3項)、清算価値保障は要請されているので(同施行規則28条4項)、法的手続きの場合とほぼ同様に考えることになるでしょう。

4 いわゆる内部者債権の消滅について

実務としては、グループ企業同士の債権債務について、再建計画にて相殺を待たずに消滅させることを認めてきています。これは、グループ外の債権者は、少なくともグループ外の債権者よりも破綻に関する帰責性があると思われるグループ内企業に資金が留保されることにより弁済率が低減することは相当と考えないであろうということを根拠にしていると考えられます。また、会社法上の合併を伴うような場合には、弁済を行うこと自体意味や実益を有しない場合が多いと思われま

す。この点、経営責任の観点からグループ企業内の債権を消滅させるべきであるとの主張に対して、債務者にとって消滅させることや劣後化させることは義務とまで言えないとする裁判例が多数存在しているには留意が必要です。

5 いわゆる重複債権の処理について

一つの給付を目的とする債権が、主たる債権と(連帯)保証債権のように複数存在する場合に、それらの債権のことを重複債権と呼びます。例えば、100万円の貸付につき連帯保証人がいる場合、主債務者に対する債権と連帯保証人に対する債権は重複債権にあたることになります。

これらの重複債権については、債権者としてもグループ自体の信用力を期待して取引関係に入っている以上、一体的処理をしているにも関わらず二重に支払いを受けることは妥当ではないとの考えに基づいて、以下のような処理がなされてきていま

す。

ア 額の最も大きな債権のみを弁済対象とし、他のものを消滅させる。

イ 保証債務の弁済率を主たる債務よりも低くする。

なお、この重複債権の処理については、会社更生法や民事再生法が要請している開始時現存主義との関係で問題があるとの指摘があります。

開始時現存主義とは、手続開始時以降に、更生債権や再生債権の一部を消滅させる弁済などの行為を受けたとしても、債権全額が消滅した場合を除き、債権者は手続開始時に有する債権の全額についてその権利を行使できるというものです(破産手続きにおける開始時現存主義を定める破産法104条を準用する会社更生法135条2項及び民事再生法86条2項)。

この条文どおりに解すれば、全額の満足を得ない重複債権の一つを有する債権者は、当該債権について一部の弁済を受けたとしても、別途の債務者に対して開始時における全額の債権額を基準として弁済を受ける権利を有することになりそうです。しかしながら、グループを全体として与信管理していて、実質保証についても添え担保としてしか意識していないような場合や、そのような意識を持っていないことに責めがあるような場合には、多数決原理に基づいて反対する債権者がいても開始時現存主義には反するとは言えず有効とするのが

実務となっています。

ただ、個別企業の信用力を信頼して連帯保証を取得したといった事実が認められるような事案であるにもかかわらず、法的手続きの場合には多数決により上記処理が強制されるという事態が生じかねないという点において、個別事情への目配りが強く要請されるのではないのでしょうか。

6 おわりに(若干の雑感)

私的整理はその成立のためには全員の同意が要請されます。その意味では、個別債権者の事情を十分すぎるほど配慮していかないと、いかに合理的な再建計画・弁済計画であっても成立しません。一方、法的手続きにおいては、不利益を被る者が反対したとしても多数決により集団的な合意が形成されて、反対した不利益を被る者もまたその合意に強制的に拘束されます。

グループ企業を一体的に取り扱う再建計画・弁済計画は、実態から見てその必要性があることは言うまでもありませんし、その有用性もまた揺るぎのないところです。しかしながら、グループ企業を一体的に取り扱う再建計画・弁済計画の中に定められた条項については、会社更生法や民事再生法という明文の規定と一定の緊張関係を有するものがあることもまた事

実です。そのような緊張関係がある以上、特に反対するかもしれない(した)不利益を被る者の存在についても十分目配せして、上記手法の中からそれぞれの案件に応じた処理方法を導入するといった工夫が強く要請されるし、反対するかもしれない(した)不利益を被る者に対して意を尽くした説明が必要とされるのだろうと考えます。

グループ企業の一体的な再建計画・弁済計画に出くわすことは、今後も増えることはあっても減ることはないように思いますが、ご紹介させていただきましたとおり、なかなか悩ましく難しい問題を含んでおります。興味を持たれた方がいらっしゃれば、下記の参考文献をご参照いただければと思います。

【参考文献】

田原睦夫『企業グループの倒産処理』倒産の法システム(3)
(日本評論社)

法的整理計画策定の実務(商事法務)454頁以下、特に47
1頁以下

新・更生計画の実務と理論第2版(商事法務)65頁以下

事業再生大全(商事法務)345頁以下

事業再生ADRのすべて第2版(商事法務)377頁以下

など

具体的な事案に関するお問い合わせはこちら



【事業再生・倒産に関する問い合わせフォーム】

否認権についてのおさらい(ある裁判例を題材に)

山内 邦昭
Kuniaki Yamauchi

PROFILEはこちら

1 はじめに

破産、民事再生といった法的倒産手続を論じるにおいて、切っても切れない関係にあるのが、「否認」あるいは「否認権」です。

特に、ある債務者に対して債権を有する債権者の立場に立ってみれば、債務者が経営の危機に瀕していることを知ったとすれば、どういったことを考えるでしょうか。おそらく大部分の債権者は、何とか自分は損をしないようにと、我先にでも債権回収をしたいと考えられるのではないのでしょうか。

何も無い時には、当然、熱心な権利行使をする債権者こそが保護されてしかるべきです。翻って、債務者の経営状態が悪化しているときにそのような自由な債権回収を認めていては、結局、早い者勝ちを助長し、その後引き続き法的倒産手続の実効性を失わせ、ひいては誰もそのような手続に服することはなくなります。

そこで、法律は、こうした債権回収行為に一定の歯止めをかけ、逸出した財産を財団に戻させ、以て債権者全員に対する弁済原資とする制度を設けています。これが「否認」のうち、一般に偏頗(へんぱ)行為否認と呼ばれるものです¹。

本稿では、基本的なところから、再度偏頗行為否認についておさらいした上で、近時出された要注目の裁判例を検討したいと思います。

2 偏頗行為否認と注意点

(1) 偏頗行為とは

偏頗行為とは、読んで字のごとく、「かたよった」行為のことであり、特定の債権者のみに対する不公平な行為をいいます。具体的には、弁済(本旨弁済を含む)、担保提供等がこれに当たります。

基本的な行為類型は、破産法162条1項1号に規定がありません。

すなわち、

- ① 債務者が支払不能になったあと又は破産手続開始の申立てがあった後にされた
- ② 既存の債務に対する担保の供与又は債務の消滅に関する行為
- ③ 債権者が債務者の支払不能もしくは支払停止または破産手続開始の申立てがあったことを知っていたこと(悪意)

という要件を満たす行為が対象となります。

その上で、偏頗行為の中でも非義務行為(破産者の義務に属せず、またはその時期が破産者の義務に属しない行為)については、若干異なった定め方がされています(破産法162条1項2号。後述します。)

こうした要件に該当する弁済等は、事後に、破産管財人によって、その効力が否定され、債権者は、せっかく受け取った経済的利益を後から返さなければならないこととなります²。

1:このほか、全ての一般債権者との関係に着目し、責任財産を減少させる行為を対象とする詐害行為否認と呼ばれるものもありますが、本稿ではこちらは取り上げません。

2:なお、民事再生法、会社更生法でも同様の規律があり、その場合には権利行使の主体が変わるなど特殊な点がありますが、一旦割愛します。

上記のような要件は、原則として、弁済等の効力を否定しようとする破産管財人が主張・立証しなければなりません。

(2) 非義務行為について

非義務行為とは、債務者の義務ではない行為であり、具体的には、①行為自体が義務ではないもの、②行為の時期が義務ではないもの、③行為の方法が義務ではないものの3種類があります。典型的には、それぞれ、義務なくして行う担保の供与、期限前弁済、代物弁済があるとされます。

こうした非義務行為は、上記の要件に関して若干特殊な点があります。すなわち、①、②については、支払不能前30日以内にされた行為も否認の対象となります(破産法162条1項2号。)。また、①～③の行為の相手方の債権者は、債務者が支払不能または支払停止、あるいは破産手続開始申立てがあったことを知っていたものと推定されます(法律上の推定として立証責任が転換されます)。簡単に言えば、債務者がしなくてもいいことをしている場合には、厳しく扱われるということです。

(3) 支払不能と支払停止について

以上をお読みになって、否認を画する要素として、「支払不能」、「支払停止」という概念が重要であることに気づかれたと思います。この概念は、否認に限らず、倒産法制度全体を貫く概念ですので整理いたします。

まず、支払不能とは、「債務者が、支払能力を欠くために、その債務のうち弁済期にあるものにつき、一般的かつ継続的に弁済することができない状態」をいいます(破産法2条11項)。ここで大事な点は、支払不能という概念は、弁済することができないという客観的な経済状態を指すということです。つまり、債務者がいくら主観的に大丈夫だと思っても、または、債権者がもしかしたら今後支援してやろうと思っても、客観的に債務を一般的かつ継続的に弁済できない状態に陥っていれば該当するということです。ごく簡単な例でいえば、とある

会社において、メインバンクが融資を打ち切り、資金繰りが立ち行かなくなる状態が確定したとします。このとき、たとえ当該メインバンクが、もし状況が好転したら喜んで融資を再開してもいいと主観的に思っていたとしても、そう思っているだけではだめで、実際に融資を再開した状態にならない限りは、支払不能に該当してしまうということです。

次に、支払停止とは、支払不能であることを債務者自身が外部に表示する行為です。これは、債務者自身の主観的態度・行為であり、債務者の経済状態とは必ずしもリンクしません(経済状態が悪くないのにそうした行為をする場合も想定はしづらいですが。)。典型的な例としては、代理人弁護士の受任通知や、夜逃げなどです(なお、受任通知に関しては、近時よく見られるいわゆる私的整理手続における「一時停止の通知」がこうした支払停止に該当するかが議論されておりますが、本稿では割愛いたします。)

3 裁判例について

(1) はじめに

以上を前提に、否認権との関係で興味深い裁判例が最近出されましたので、ご紹介いたします。

東京地方裁判所令和2年1月20日判決(金融法務事情2147号68頁。以下「本件判決」といいます。)では、まさに、こうした否認権との関係で、偏頗行為の相手方となった取締役の責任までが問題となった事案です。

(2) 本件判決の事案について

原告(X)となったのは、ある法人Z株式会社(以下「破産者」といいます。)の破産管財人です。

被告は、Y1株式会社(以下「被告会社」といいます。)と、その代表者Y2(以下「被告代表者」といいます。)です。以下両者を合わせて「被告ら」といいます。

判決で認定された事実等を基にした時系列としては、以下のとおりであり、事案としては比較的シンプルです。

年月日	事実
H29.8.18	被告会社から破産者に対し 3000 万円貸付け（「本件貸金」）。利息は 20%（注：利息制限法の上限利率は 15%（同法 1 条 3 号）ですので、利息制限法違反の貸付けだったこととなります。）、弁済期は H30.8.17。 同日、被告会社から破産者に対し 2400 万円を交付（利息天引き）。
H29.12	破産者が取引銀行から新規融資の打切りを通告される。同月末を以て資金ショートすることが確実となる。
H29.12.18	破産者にて取締役会が開催され、同月末日で全従業員を解雇し、破産者代表者以外の全役員が退任することとされた。
H29.12 下旬	合同会社 C の代表者 D（これまでに事業再生案件を手掛けてきた者とされています）が破産者に執行役員として入社。 D は新規事業立上げにより破産者の再生が可能であると判断。
H30.1 月初	D が本件貸金の存在を認識。 たまたま、D が被告らの背後の某人物（A 氏）を知っていたことから、被告会社を介して A 氏から追加融資を引き出せると考え、被告らに 1 億円の追加融資を求めた。 被告代表者は、本件貸金の弁済がされ、新規事業の準備が整えば、1 億円の融資をすると回答。
H30.1～	D が債権者との間で債務整理の交渉を進める。 しかし、特に B 社という債権者が、破産申立てを示唆するなど強硬な姿勢を示しており、苦戦。
H30.1.19	D の指示により、破産者から Y1 に対し本件貸金の弁済として 2800 万円を（期限前）弁済 ³ （「本件支払い」。当時の破産者の預金総残高は約 3130 万円）。
H30.2	A が 1 億円の融資を了解。Y2 から融資の打診が何度も来るようになる。 しかし、D は債務整理の交渉がまとまらないこと等を理由に、これを拒否していた（その背景には、融資に際して D の個人保証を求められる可能性があったことなどが認定されています。）。
H30.3.20 頃	B 社が一旦態度を軟化させる。D は、5 月頃の債務整理取りまとめを志向して交渉を継続。
H30.5.22	破産者について破産手続開始決定（債権者 B 社による破産申立て）。

3:240万円が元本の支払いに充当されたと解されるため、2800万円のうち40万円はいわゆる過払いとなります。利息制限法2条参照。

本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋、海外は上海にオフィスを構えており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスを想定したものではありません。本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせていただきます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターのみには依拠されるべきでなく、必要に応じて別途弁護士のアドバイスをお受け頂ければと存じます。

(3) 原告の被告らに対する請求と主な争点

ア 原告の被告らに対する請求内容

① 不当利得返還請求

被告会社に対しては、否認権行使に基づく返還請求、被告代表者に対しては、被告会社に係る法人格否認の法理を主張して、被告会社と連帯して上記債務に係る請求をしています。

② 不法行為に基づく損害賠償請求

被告らに対し、共同不法行為に基づく請求をしています。

③ 会社法429条1項に基づく損害賠償請求

被告代表者に対し、取締役としての任務懈怠に基づく請求をしています。

イ 争点

① 破産者の支払不能について被告会社が善意であったか(破産法162条2項2号の推定が覆るか)どうか。

② 被告らにつき法人格否認の法理が認められるかどうか。

③ 被告らが本件支払いを受けたことが不法行為を構成するか。

④ 被告代表者が会社法429条1項の損害賠償責任を負うか。

このうち、法人格否認の法理とは、株式会社と株主とは別の法人格であるところ、こうした法人格の独立性を形式的に貫くことが場合により正義・衡平に反する場合に、当該事案について会社の法人格の独立性を否定し、会社と株主とを同一視して解決を図る法理です(一般的に会社の法人格を失わせるものではなく、事案において相対的にそのように扱われるということです)。本稿の趣旨とは若干離れるところでもあり、また結論的には当該法理の適用は本件判決でも否定されていますので、この点は割愛いたします。

(4) 裁判所の判断

ア 争点①について

まず、2(2)で述べたとおり、期限前弁済といった非義務行為がなされた場合には、その相手方たる債権者は、債務者の支払不能等について悪意であったと(法律上)推定されます。

しかるに、本件では、こうした推定を覆すだけの具体的な事実が証拠から認定されず(なお、被告代表者は尋問にも出てこなかったようであり、この点も考慮されていると思われる)、推定は覆りませんでした。

なお、本件において否認の対象となる行為は、平成30年1月19日になされた本件支払いであるところ、裁判所は、同日において(も)破産者が支払不能であったと認定しています。この点、2(3)で述べたとおり、支払不能とはあくまでも客観的に決せられるところ、本件でいえば、支払不能は遅くとも平成29年12月末日には発生していたと解されます。そして、その後経営状態が改善したといった客観的事情も認められないことから、上記の認定は妥当なものと考えられます。

イ 争点③について

原告の主張は、「原告から否認されるような本件支払いを被告会社が受けたことは破産者に対する不法行為を構成する。」というものです。

これに対しては、もちろん被告らは争っており、裁判所の判断は、概ね以下のとおりです。

結論:否定(ただし、「債権者においてその権利を濫用し、他の債権者を害する意図で殊更に弁済を受けたというような特段の事情がある場合を除く」という留保が置かれています。)

理由:破産手続開始決定がされた後に破産管財人から実際に否認権行使の意思表示がされるまでは、否認権行使の対象となる行為も有効なものとして存在する。とりわけ否認権行使の対象が弁済である場合には、債

務者においては弁済の義務を負い、債権者においては債権行使の権利を有している以上は、否認権行使が対象になることはさておき、弁済を受けたこと自体が即座に違法であるとは評価できない。

つまり、債権行使は債権者の権利である以上、それが否認権の対象となることはあっても、だからといって直ちに債務者の権利利益を害する行為ではないという判断です。

ウ 争点④について

この点に関する裁判所の判断は、以下のとおりです。

結論:肯定

理由:否認権行使の対象となる行為をすることは、破産者の他の債権者との関係では、破産法の規律に違反する行為である。

否認権行使が認められるとなれば、訴訟等の対応のための費用を要するだけでなく、悪意の受益者として法定利息の支払いをも余儀なくされるから、取締役は、会社をして否認権行使の対象となる行為をさせないようにすべき善管注意義務を負っていた。

そのため、法令遵守義務ないし善管注意義務に違反し、任務懈怠があり、かつ悪意又は重過失によって任務懈怠行為に及んだと認められるならば、損害賠償義務が生じる。

ここでいう悪意又は重過失の対象は、否認権行使の対象となる行為をさせたこと、実質的には破産者が支払不能であったことの認識にかかっている。

破産法162条2項2号による推定の効力は、自由心証主義を背景にした事実上の効果として、会社法429条1項の悪意にも及ぶものと認められる。

(5) 考察等

2で述べた点からすれば、本件において支払不能該当性や否認権行使が認められるのは、自然な判断であるといえましょう。

しかし、その点を越えて、弁済を受けたことについて債権者の代表取締役までもが法的責任を負うことについては、どう考えればよいでしょうか。

この点、確かに、会社法上の善管注意義務は、あらゆる法令遵守を求めていることは会社法の解釈上争いのないところで、偏頗行為が破産法に反する行為であるとするれば、善管注意義務違反となるという道理は一見分かりやすいようにも思われます。しかし、一方では上記のとおり弁済を受けることは不法行為ではない、その理由は、債権行使は債権者の権利であって、否認権行使の対象行為であるかどうかとは別論である、との判断もされているところである中で、他方では会社法上の損害賠償責任を負うというのでは、均衡を失するのではないか、あるいは、そもそも否認権行使の対象となる行為を善管注意義務違反と構成すること自体適当かどうかという考え方もあり得るところです。確かに、本件では、明らかに利息制限法違反の貸付けとこれに対する弁済がされているという点では、特殊な要素があった点は否めませんが、本件判決の判旨からは、そうした特殊性が判断に影響したか(裁判例の射程を限定するのか)どうかについては少なくとも明示的には言及されていないところです。

また、破産法162条2項2号による推定の効力が、事実上の効果として、会社法429条1項の悪意にも及ぶものと認められるという点については、結局のところ、こうした破産法上の支払不能等の推定が働く事案では、取締役の善管注意義務違反に対する悪意も認められる方向に傾くということになりますが、相手方が支払不能であるという事実の認識と、自らが任務懈怠をしていることの認識が直ちに同視できるのかどうかもまた、一考に値すると思われれます。

本件判決は一審だけで確定しています。この判断をどこまで

一般化できるかについては疑問の余地もありますが、弁済を受ける側としては、その債権行使の態様次第では取締役の個人責任まで問題になる可能性が否めないということで本件判決を意識しておく必要はありますし、破産管財人としても、事案

によっては債権者の取締役に対する責任追及が選択肢に入る場合も出てくるでしょう。その意味において、債権者・債務者双方において注意が必要である事案であることは間違いないでしょう。

具体的な事案に関するお問い合わせはこちら



【事業再生・倒産に関する問い合わせフォーム】